

お客様（以下「契約者」という）は、株式会社 iND（以下「当社」という）が提供する「Facility Assist for SaaS」（以下「本サービス」という）の利用について、以下のとおり合意するものとします。

第1条（本サービスの目的）

本サービスは、設備、装置等の遠隔監視もしくは遠隔制御を行うためのサービスです。

第2条（契約の成立・更新）

1. 本サービスを使用するための契約は、別紙『FCA_SaaS_契約申込書』（以下「契約申込書」という）を当社が受理した時点で成立するものとします。
2. 契約者より契約事項の変更等の申し入れがない場合、本契約は自動更新するものとします。
3. 当社は契約者と協議の上、個別契約を結ぶことがあります。その場合、個別契約の条件は本約款に優先します。

第3条（本サービスの内容および利用料金）

1. 当社が提供する本サービスの内容および利用料金は別紙『FCA SaaS_ご利用案内書_001』に定めるとおりとします。
2. 契約者が利用できる本サービスの内容は、契約申込書で定めるものとします。
3. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
4. 当社は、契約者へ事前に通知することにより、本サービスの料金を変更できるものとします。

第4条（本サービスの取り扱い）

1. 本サービスは、日本国内でのみ利用可能とします。
2. 本サービスは、当社が提供する説明書の記載内容により正しく利用するものとします。
3. 契約者は、契約者が正当に権限を与え、本サービスを利用することとなる者（以下「利用者」という）に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。

第5条（利用の制限）

本サービスは、当社が承認した通信端末との整合性を持たせた専用システムのため、当社が承認していない通信端末との通信を一切禁止します。

第6条（本サービスの保証）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は本サービスの一部または全部を必要な期間、停止することがあります。
 - (1) システムの点検。この場合、緊急時を除き、契約者へその旨を事前に通知するものとします。
 - (2) 本サービスを提供するためのシステムまたは設備に障害が生じた場合。
 - (3) 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合。
 - (4) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより、本サービスの提供が困難になった場合。
2. 当社は前項（1）号から（4）号の事由に基づく本サービスの停止によって生じた加入契約者もしくは利用者ならびに第三者の損害について一切の責任は負いません。

第7条（ユーザ情報の管理）

1. 契約者および利用者は、当社より提供されるユーザ ID およびパスワードならびに契約者が発行するユーザ ID およびパスワードについて、適切に管理するものとします。
2. 契約者および利用者は、利用者以外の第三者へユーザ ID およびパスワードを貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
3. 契約者は、契約者のユーザ情報および利用者のユーザ情報を本システムへ正しく登録することとします。登録したユーザ情報に変更が生じた場合は、速やかに変更することとします。
4. 契約者もしくは利用者によるユーザ ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用等により発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 8 条（料金等の支払）

契約者は、本サービスの料金等について、当社からの請求書が到着後、翌月末までに当社の指定する金融機関に支払うものとします。なお、いかなる事由があっても返金はされないものとします。

第 9 条（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、サービス開始月を含む 12 ヶ月とします。
2. お客様は、本サービス開始前又は前項に定める最低利用期間内に利用契約が解除された場合、別紙『FCA_SaaS_契約申込書』に記載された解約金を当社に支払うものとします。

第 10 条（禁止事項、利用の停止）

1. 契約者および利用者は、本サービスの利用に当たって次の各号に該当する事項（以下「禁止事項」という）を行ってはならないものとします。当社は、契約者もしくは利用者が禁止事項を行った場合には、契約者に事前に通告および勧告することなく、本サービスの利用を停止できるものとします。なお、契約者もしくは利用者が行った禁止事項により当社が損害を被った場合は、当社は契約者に賠償を求めることができるものとします。
 - (1) 本約款第 4 条に対する違反行為。
 - (2) 日本国の法律に反する違反行為。
 - (3) 第三者に損失または損害を与える行為。
 - (4) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
 - (5) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、使用または提供する行為。
 - (6) 当社が提供または承認した通信端末の改造、リバースエンジニアリングおよびそれに類する行為。
 - (7) 本サービスで知り得た、当社および第三者の秘密情報を漏洩する行為。
 - (8) 当社または第三者の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (9) 本契約に違反する行為。
 - (10) その他、当社が契約者または利用者として不適切と判断する行為。
2. 契約者もしくは利用者が前項の禁止事項を行った場合、その行為に関わる責任は契約者もしくは利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第 11 条（損害賠償）

1. 本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべき事由により契約者もしくは利用者が本サービスを利用できないこと（当社が本サービスをまったく提供しない場合、もしくは当社の提供方法の不備によって本サ

ービスが利用できない場合をいう。本約款第6条の定めに基づき本サービスを停止する場合は含まない。)により損害が発生した場合、契約内容の利用料1か月分を限度として当社はその賠償をします。

2. 当社は、本約款に定める事項を除き、当社の責に帰さない事由から契約者もしくは利用者に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別な事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく契約者もしくは利用者の損害等については、当社は一切の責任を負いません。
3. 契約者もしくは利用者が本サービスの利用に関し、当社または第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、当社もしくは第三者に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
4. 本サービスの利用決定に関して、本サービスで提供されるシステムの機能、性能等に契約者の判断錯誤があった場合の不都合については、当社は一切の責任を負いません。
5. 契約者もしくは利用者は、本サービスの利用に関し、損害を与えたとして他者から何らかの請求がなされた場合、もしくは、訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第12条 (天災等における免責)

当社は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、またはその他当社の責に帰することのできない事由により本約款上の義務を履行できない場合においては、その責を免れるものとします。

第13条 (契約の解除)

1. 契約者から本サービスの契約解除を行う場合は、当社に対し別紙『FCA_SaaS_解約申込書』によりその旨を通知するものとします。希望する契約解除月の前月末日までに当社が受理したものを対象とします。
2. 契約者に、次の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社は事前の通知および勧告をすることなく、契約の一部または全部を解除することができます。この場合、当社は契約者に対して、違約金、損害賠償等の責を一切負いません。
 - (1) 契約に基づき発生した債務の全部または一部に不履行があり、相当の期間を定めた勧告を受けたにもかかわらず、当該期間に履行しないとき。
 - (2) 本約款第10条に定める禁止事項を行ったとき。
 - (3) 監督官庁により営業取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (4) 第三者より仮差し押さえ、仮処分を受け、契約の履行が困難と認められるとき。
 - (5) 破産、整理、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申し立てがあったとき。
 - (6) 解散の決議、または他の会社と合併したとき。

第14条 (本サービスの終了)

1. 当社はやむを得ない理由により本サービスを終了することができるものとします。
2. 本サービスを終了する場合、当社は契約者に対し、終了する日の6か月前までにその旨を通知するものとします。
3. 本サービスの終了によって発生した契約者もしくは利用者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 15 条（免責）

1. 本サービスにて保管されている契約者のデータが、何らかの原因により破損もしくは消失した場合、契約者に発生した損害について、当社はその一切の責任を負いません。
2. 当社が承認した通信端末の不具合、もしくは、通信端末と接続する装置等の不具合により、本サービスで提供すべき本来の機能を失った場合、契約者に発生した損害について、当社はその一切の責任を負いません。

第 16 条（データの保存、削除）

当社は、本サービスを通じて、クラウドサーバー上のデータベースに記録される利用者すべてのデータを契約者のサービス利用開始日から起算して別途当社が定める期間（5 年以内）はサーバーから削除しないものとします。

但し、本契約が解約された場合、又は本契約が終了した場合、本契約の終了日（契約が有効に存続する最終日）翌日以降、弊社は契約者に何らの責任を負うことなく、全てのデータを削除することが出来るものとします。

第 17 条（データの取り扱い）

1. 当社は、利用者による本サービスの利用に関して保存された全てのデータを第16条に従って取扱うものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスを提供し、または当社のサービスの改善を図るために必要な範囲でデータを使用し、加工・分析・複製・保存等することができるものとします。ただし、これによって当社にデータをバックアップする義務が生じるものではなく、データの消失、バックアップをしなかったこと、バックアップしたデータを保存していなかったこと等について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 契約者は、本サービスを利用することにより生成された全データの利用権を有するものとします。

第 18 条（通知）

当社から契約者への通知は、本約款等に特段の定めのない限り、Web サイトへの掲載もしくは電子メールなど、当社が適当と判断する方法により行います。

第 19 条（本約款の変更等）

1. 当社は本約款の内容を随時変更することがあります。この場合、契約者の利用契約の内容は、変更後の約款が適用されるものとします。
2. 当社は前項の変更を行う場合、契約者へ通知を行うものとします。

第 20 条（機密保持）

1. 当社は利用契約の履行に際し知り得た契約者の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとします。
2. 当社および契約者は電子メールを信書として取り扱い、これを法律の定めもしくは手続きによらずに内容を第三者に開示してはならないものとします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および利用者は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号を表明し、保証します。
 - (1) 当社又は利用者（その役員及び従業員を含む。以下本条において同じ）は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等反社会的勢力のいずれにも該当しないこと

- (2) 当社又は利用者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為並びに他人の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為を行わないこと
2. 当社又は利用者は、相手方が前項に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して速やかにその違反状態の解消を求めることができることとします。それでもなおその違反状態が解消しないと判断したときは、契約の全部又は一部を解除することができることとします。その場合、解除を行った当事者に損害が生じた場合は、その相手方がその損害を賠償するものとします。

第 22 条（契約譲渡）

契約者は、当社の書面による事前同意なしに本約款上の権利を第三者に譲渡、再許諾し、あるいは担保に供してはならないものとします。また、第三者に義務を継承させることはできないものとします。

第 23 条（協議）

本約款の解釈に疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、契約者および当社は誠意をもって協議し、解決することとします。

第 24 条（管轄裁判所）

本サービスの利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を持って第一審の専属的合意管轄裁判所とする。